



# 茨城県報

第 1 1 2 1 号

平成11年12月24日

金 曜 日

## 目 次

### 規 則

(教 育 委 員 会)

ページ

茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則.....	1
茨城県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村教育委員会に委任する規則を廃止する規則.....	2
茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則.....	2

### 告 示

保険薬剤師の登録 (3件) (保険課) .....	5
保険医療機関及び保険薬局の指定の辞退 (保険課) .....	6
港湾施設の概要 (港湾課) .....	7
土地区画整理事業の換地処分 (2件) (都市整備課) .....	30
都市計画事業の認可 (公園街路課) .....	30
土地改良区役員の就退任 (4件) (土地改良事務所) .....	30
土地改良事業計画の変更の認可 (土地改良事務所) .....	35
土地改良事業の適当決定 (土地改良事務所) .....	35
土地改良事業の認可 (土地改良事務所) .....	36

### 公 告

開発行為の工事完了 (5件) (建築指導課) .....	36
道路の位置の指定 (3件) (建築指導課) .....	37

### 規 程

(企 業 局)

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程.....	38
---------------------------------	----

## 規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第18号

茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則を次のように定める。

平成11年12月24日

茨城県教育委員会委員長 吉 田 功

茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第73号。以下「特例条例」という。）の規定に基づき、特例条例の定めるところにより市町村が処理することとされる規則に基づく事務の範囲について定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲)

第 2 条 特例条例第 2 条に規定する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条に規定する職員に係る事務のうち人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定める事務は、職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号。以下「給与規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 給与規則第38条の 2 第 2 項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額認定
- (2) 給与規則第38条の 2 第 4 項の規定による扶養手当に係る確認
- (3) 給与規則第39条の 9 第 3 項の規定による届出に係る事実の確認及び住居手当の月額の決定又は改定
- (4) 給与規則第44条第 3 項の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の月額の決定又は改定
- (5) 給与規則第45条の 2 の規定による通勤手当に係る確認

付 則

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

茨城県教育委員会規則第19号

茨城県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村教育委員会に委任する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成11年12月24日

茨城県教育委員会委員長 吉 田 功

茨城県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村教育委員会に委任する規則を廃止する規則

茨城県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村教育委員会に委任する規則（平成 3 年茨城県教育委員会規則第 1 号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

茨城県教育委員会規則第20号

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成11年12月24日

茨城県教育委員会委員長 吉 田 功

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 給料表 (第 2 条)

1 現業職給料表 (一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1		189,000	225,000	243,100	286,100
2	130,900	196,300	233,300	252,300	294,500
3	133,600	203,800	242,000	261,700	303,200
4	137,500	211,300	251,100	270,500	311,900
5	141,900	219,500	260,400	279,300	320,400
6	146,500	227,600	269,100	288,200	328,600
7	151,800	235,600	277,800	297,000	336,500
8	157,700	243,200	286,300	305,700	344,300
9	164,200	249,900	294,700	314,400	351,700
10	173,800	256,400	302,900	322,900	359,000
11	181,400	262,800	310,800	331,200	365,500
12	188,900	268,500	318,300	338,900	371,800
13	195,000	274,100	325,500	346,500	378,000
14	200,500	279,300	332,500	353,800	383,900
15	206,000	284,500	338,800	359,600	394,300
16	211,400	289,100	344,500	364,500	400,000
17	219,200	293,300	348,200	368,500	405,200
18	227,600	297,000	351,600	371,900	408,700
19	235,600	300,300	354,900	374,900	412,300
20	243,200	302,700	357,200	377,800	415,800
21	249,900	304,700	359,500	380,400	419,300
22	256,400	306,700	361,800	383,000	422,800
23	262,800	308,700	364,100	385,600	426,300
24	268,500	310,700	366,400	388,200	429,900
25	274,100	312,700	368,800	390,900	433,500
26	279,300	314,600	371,100	393,700	437,100
27	284,500	316,500	373,400		440,700
28	289,000	318,500	375,800		444,300
29	293,200	320,500			447,900
30	296,900	322,500			451,500
31		324,500			455,100
32		326,500			458,700
33					462,300
34					465,900

備考 この表は、現業職給料表 (二) の適用を受けないすべての技能労務職員に適用する。

## 2 現業職給料表 (二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1		205,600	235,200	257,200
2	143,900	219,000	242,700	266,400
3	149,000	227,800	250,500	276,400
4	157,600	236,900	259,400	286,900
5	165,000	245,000	268,000	300,800
6	174,500	253,000	276,200	314,500
7	184,300	260,700	284,400	327,600
8	194,100	268,400	291,200	336,300
9	204,600	276,300	297,800	344,900
10	215,300	283,600	304,300	353,500
11	222,100	290,800	310,500	361,600
12	228,500	297,200	316,300	369,300
13	233,300	303,000	321,500	376,800
14	237,100	308,800	326,700	384,000
15	241,200	313,400	331,200	390,900
16	245,200	318,000	335,500	397,500
17	249,100	322,400	339,200	403,500
18	252,400	325,500	342,700	406,500
19	255,600	328,600	346,100	409,400
20	258,900	331,700	349,100	412,200
21	262,000	334,800	352,100	415,100
22	264,000	337,900	354,400	418,000
23		341,000	356,600	420,900
24		344,100	358,800	423,800
25			361,000	426,900
26			363,200	430,000
27			365,400	433,100
28			367,700	436,200
29			370,100	439,300
30				442,400
31				445,500
32				448,600
33				451,700
34				454,800
35				457,900
36				461,000
37				464,100
38				467,200

備考 この表は、総トン数5トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶及びしゅんせつ船、起重機船、えい船等の作業船以外の船舶に乗り組む技能労務職員に適用する。

別表第 6 中

3	級	16	を
3	級	15	に

改める。

別表第 8 を次のように改める。

別表第 8 給料の調整基本額表 (第 8 条)

現業職給料表 (一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,300円 (2号給の者にあつては5,890円, 3号給の者にあつては6,012円, 4号給の者にあつては6,187円)
2 級	8,700円 (1号給の者にあつては8,505円)
3 級	10,100円
4 級	10,500円
5 級	11,200円

付 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則 (以下「改正後の給与等規則」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。
- 平成11年4月1日 (以下「切替日」という。)の前日において、この規則による改正前の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則 (以下「改正前の給与等規則」という。)の規定により職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた技能労務職員の改正後の給与等規則の規定による切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間並びに切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の給与等規則の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった技能労務職員の改正後の給与等規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、職員の給与に関する条例 (昭和27年茨城県条例第9号) の適用を受ける職員の例による。
- 改正後の給与等規則の規定を適用する場合には、改正前の給与等規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等規則の規定による給与の内払とみなす。
- 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。



**告 示**

茨城県告示第1302号

健康保険法 (大正11年法律第70号) 第43条の5 第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成11年12月24日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	記 号 番 号	登 録 年 月 日
佐 藤 麗 子	茨 薬 3 7 10	平成11年11月30日
石 川 知 佳	茨 薬 3 7 11	平成11年12月 6 日

茨城県告示第1303号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成11年12月24日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	記 号 番 号	登 録 年 月 日
瀧 田 浩 司	茨 薬 3 7 12	平成11年12月 7 日
中 澤 佳 之	茨 薬 3 7 13	平成11年12月 7 日
木 村 視 代	茨 薬 3 7 14	平成11年12月 7 日
天 野 礼 子	茨 薬 3 7 15	平成11年12月 7 日
本 多 則 子	茨 薬 3 7 18	平成11年12月 8 日

茨城県告示第1304号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成11年12月24日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	記 号 番 号	登 録 年 月 日
佐 藤 多 美 子	茨 薬 3 7 2 1	平成11年 5 月21日
中 野 麻 喜 子	茨 薬 3 7 2 2	平成11年12月10日

茨城県告示第1305号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の11第1項の規定により、次の保険医療機関及び保険薬局が辞退した。

平成11年12月24日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関番号	医 療 機 関 名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
3130131	青 木 歯 科 医 院	東茨城郡御前山村長倉936 - 3	平成11年12月 1 日
0440028	(有) 大 塚 薬 局	古河市横山町 1 - 10 - 34	平成11年12月 1 日

## 茨城県告示第1306号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条の規定において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、茨城県の管理する平成11年3月31日現在の港湾施設の概要を次のとおり告示する。

平成11年12月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 鹿 島 港

## 1 水域施設

## 航路

名 称	数 量	位 置
(1) 外港航路	幅480m～540m 延長4,900m	図 示
(2) 中央航路	幅400m～600m 延長2,880m	"
(3) 南航路	幅300m～430m 延長3,660m	"
(4) 北航路	幅300m 延長1,300m	"

## 泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 外港泊地	960,000m <sup>2</sup>	図 示

## 船だまり

名 称	面 積	位 置
(1) 中央船だまり	22,000m <sup>2</sup>	図 示
(2) 北海浜第1船だまり	13,500m <sup>2</sup>	"
(3) 導水路	42,000m <sup>2</sup>	"
(4) 外港船だまり	76,400m <sup>2</sup>	"
(5) 北海浜第2船だまり	65,000m <sup>2</sup>	"
(6) 深芝漁船だまり	4,100m <sup>2</sup>	"

## 2 外かく施設

## 防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	3,637.67m	図 示
(2) 北防波堤	254.38m	"
(3) 東防波堤	170m	"
(4) 船だまり南防波堤	520m	"
(5) 中央船だまり防波堤A区	70.9m	"
(6) 中央船だまり防波堤B区	52.7m	"
(7) 北海浜第1船だまり波除堤	43.5m	"
(8) 北海浜第2船だまり波除堤	130m	"
(9) 北海浜第2地区防波堤	120m	"

## 防砂堤

名 称	延 長	位 置
(1) 北側防砂堤	30m	図 示
(2) 北海浜第2期防砂堤	250m	"

## 護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤基部護岸	229.7m	図 示
(2) 北側消波護岸	251.37m	"
(3) 南側消波護岸	319.6m	"
(4) 中央航路消波護岸	392.4m	"
(5) 北側護岸	201m	"
(6) 北海浜第2期正面護岸	1,540m	"
(7) 北海浜側面護岸	512m	"
(8) 外港地区側面護岸	498.9m	"
(9) 新浜護岸	820m	"
(10) 平井護岸	1,135.5m	"
(11) 日川護岸	233.2m	"

## 3 けい留施設

## 大型けい船岸

## 岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 南航路 - 10m岸壁	- 10m	800.14m	D / W15,000トン4隻	南公共埠頭
(2) 南航路 - 7.5m岸壁	- 7.5m	520.04m	D / W5,000トン4隻	南公共埠頭
(3) 深芝岸壁	- 5.5m	300m	D / W2,000トン3隻	神栖町深芝浜地先
(4) 池向岸壁	- 5m	113.6m		神栖町深芝浜地先
(5) 居切導水路 - 4.5m岸壁	- 4.5m	781.14m		神栖町居切浜
(6) 居切導水路 - 5.0m岸壁	- 5m	157.7m		鹿嶋市泉川浜

## けい船くい

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 廃油処理場ドルフィン	- 5.5m	27.2m × 2	D / W3,000トン2隻	図 示

## 小型けい船岸

## 物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 中央船だまり物揚場	- 4m	475.6m	図 示
(2) 北海浜第1船だまり物揚場	- 2 ~ - 3.5m	395m	"
(3) 北海浜第2船だまり物揚場	- 3 ~ - 4m	1,260m	"

## 船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 北海浜第1船だまり斜路	- 2m	90m	図 示
(2) 北海浜第2船だまり斜路	- 3m	30m	"
(3) 深芝漁船だまり斜路	- 2m	30m	"

## 4 臨港交通施設

## 臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 中央船だまり臨港道路	2,646m <sup>2</sup>	中央船だまり地内
(2) 南公共埠頭臨港道路	55,719.5m <sup>2</sup>	南公共埠頭内
(3) 深芝臨港道路	19,139m <sup>2</sup>	深芝公共埠頭内
(4) 南海浜臨港道路	9,061m <sup>2</sup>	南海浜地内
(5) 居切島臨港道路	3,345m <sup>2</sup>	居切島地内
(6) 北海浜臨港道路	11,700m <sup>2</sup>	北海浜第1期地内

## 駐車場

名 称	面 積	位 置
(1) 中央船だまり駐車場	1,789m <sup>2</sup>	図 示

## 橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) 新堀割橋	幅6m 延長111.8m	図 示
(2) 東電放水路橋	幅9m 延長 50.9m	"

## 5 航行補助施設

## 航路標識

名 称	内 容	位 置
(1) 鹿島港第1号仮設灯浮標	緑色光度20カンデラ光達距離4海里	N 35° 57'55.4" E 140° 43'01.7"
(2) 鹿島港第4号仮設灯浮標	赤色光度20カンデラ光達距離4海里	N 35° 57'24" E 140° 42'30"
(3) 鹿島港第8号仮設灯浮標	赤色光度30カンデラ光達距離4.5海里	N 35° 55'37" E 140° 42'06"

## 照明施設

名 称	内 容	位 置
(1) 中央船だまり標示灯	200W2基	中央船だまり防波堤
(2) 北海浜第1船だまり標示灯	200W2基	北防波堤及び波除堤

## 港務通信施設

名 称	内 容	位 置
(1) いばらきポータルラジオ	156.6MHZ 空中線電力50W 156.7MHZ 通信距離約100km 156.8MHZ	神栖町大字居切字海岸砂地1909-20

## 6 荷さばき施設

## 軌道走行式荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 引込みクレーン式アンローダ	400トン/時間	1 基	南公共埠頭南航路 - 10m岸壁

## 荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 南公共埠頭荷さばき地	60,424m <sup>2</sup>	南公共埠頭
(2) 深芝荷さばき地	6,045m <sup>2</sup>	深芝公共埠頭

## 上屋

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 南公共埠頭 1 号上屋	4,496.1m <sup>2</sup>	鉄筋造平屋建	南航路 - 10m 岸壁 隣接地
(2) 南公共埠頭 2 号上屋	1,499.44m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造	南航路 - 10m 岸壁 隣接地
(3) 南公共埠頭くん蒸上屋	892.8m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造	南航路 - 10m 岸壁 隣接地

## 7 旅客施設

## 待合所

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 鹿島港船員待合所	270m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造	中央船だまり地内

## 8 保管施設

## 野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 南公共埠頭野積場	100,949m <sup>2</sup>	南公共埠頭地内

## 9 船舶役務用施設

## 給水施設

名 称	能 力	個 数	位 置
(1) 深芝公共岸壁給水施設	最大能力 10トン / 時間	3 個	深芝岸壁
(2) 中央船だまり給水施設	最大能力 10トン / 時間	9 個	中央船だまり物揚場
(3) 南公共埠頭給水施設	最大能力 50トン / 時間	29個	南公共埠頭

## 10 廃棄物処理施設

## 廃棄物処理施設

名 称	能 力	位 置
(1) 鹿島港廃油処理場	バラスト水処理能力1PPM以下 処理能力1,000m <sup>3</sup> / 日 ビルジ処理能力500PPM以下 処理能力 2 m <sup>3</sup> / 時間	神栖町大字居切字 海岸砂地1909 - 18

## 11 港湾環境整備施設

## 緑地

名 称	面積又は延長	位 置
(1) 南公共埠頭緑地 (A)	4,000m <sup>2</sup>	南公共埠頭
(2) 鹿島港魚釣園	469m	北防波堤
(3) 鹿島港魚釣園管理棟	98.5m <sup>2</sup>	北防波堤
(4) 南港緑地	6,500m <sup>2</sup>	南公共埠頭

## 12 港湾管理施設

## 港湾管理事務所等

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) オイルフェンス格納庫	80m <sup>2</sup>	鉄骨造平屋建	中央船だまり地内
(2) 南公共埠頭オイルフェンス格納庫	80m <sup>2</sup>	鉄骨造平屋建	南公共埠頭地内

## 13 港湾施設用地

所 在 地	面 積
(1) 鹿嶋市大字新浜9番	400m <sup>2</sup>
(2) 鹿嶋市大字新浜10番	49,769m <sup>2</sup>
(3) 鹿嶋市大字新浜11番	19,034m <sup>2</sup>
(4) 鹿嶋市大字新浜12番	89,014m <sup>2</sup>
(5) 鹿嶋市大字新浜13番	16,237m <sup>2</sup>
(6) 鹿嶋市大字新浜14番	2,279m <sup>2</sup>
(7) 鹿嶋市大字泉川1712番3	24,928m <sup>2</sup>
(8) 鹿嶋市大字泉川1712番5	18,115m <sup>2</sup>
(9) 鹿嶋市大字泉川1712番6	2,162m <sup>2</sup>
(10) 鹿嶋市大字泉川1748番イ25	889m <sup>2</sup>
(11) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番17	4,985m <sup>2</sup>
(12) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番18	4,919m <sup>2</sup>
(13) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番19	674m <sup>2</sup>
(14) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番20	4,258m <sup>2</sup>
(15) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番21	15,462m <sup>2</sup>
(16) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番22	29,046m <sup>2</sup>
(17) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番25	673m <sup>2</sup>
(18) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番18地先	4,247.47m <sup>2</sup>
(19) 神栖町大字深芝字海辺3671番44	57,735m <sup>2</sup>
(20) 神栖町大字深芝字海辺3672番24	5,105m <sup>2</sup>
(21) 神栖町大字深芝字海辺3673番7地先	36,716.49m <sup>2</sup>
(22) 神栖町大字深芝字海辺3673番10	337m <sup>2</sup>
(23) 神栖町大字深芝字海辺3673番11	1,456m <sup>2</sup>
(24) 神栖町大字奥野谷字根岸2090番2	13,328m <sup>2</sup>
(25) 神栖町大字奥野谷字根岸2090番7	53m <sup>2</sup>
(26) 神栖町大字奥野谷字根岸2090番9	5,771m <sup>2</sup>
(27) 神栖町大字奥野谷字根岸2090番10	203m <sup>2</sup>
(28) 神栖町大字奥野谷字根岸2090番11	58m <sup>2</sup>
(29) 神栖町大字奥野谷字東場2150番2	24,748m <sup>2</sup>
(30) 神栖町大字奥野谷字東場2150番4	558m <sup>2</sup>
(31) 神栖町大字奥野谷字出羽4186番19	174,287m <sup>2</sup>
(32) 神栖町大字奥野谷字出羽4186番34	20,900m <sup>2</sup>
(33) 神栖町大字奥野谷字出羽4186番35	54,805m <sup>2</sup>

(34) 神栖町大字奥野谷字出羽4186番36	729m <sup>2</sup>
(35) 神栖町大字奥野谷字出羽4219番7	956m <sup>2</sup>
(36) 神栖町大字奥野谷字出羽4219番10	184m <sup>2</sup>
(37) 神栖町大字奥野谷字出羽4223番3	311m <sup>2</sup>
(38) 神栖町大字奥野谷字出羽4418番	10,205m <sup>2</sup>
(39) 神栖町大字奥野谷字出羽5352番16	4,075m <sup>2</sup>
(40) 神栖町大字奥野谷字出羽5401番27	674m <sup>2</sup>
(41) 神栖町大字奥野谷字北瀬戸4264番5	34m <sup>2</sup>
(42) 神栖町大字奥野谷字北瀬戸4264番6	250m <sup>2</sup>
(43) 神栖町大字奥野谷字北瀬戸4264番11	0.31m <sup>2</sup>
(44) 神栖町大字奥野谷字根岸4558番9	1,316m <sup>2</sup>
(45) 神栖町大字奥野谷字上手6676番4	9,568m <sup>2</sup>
(46) 神栖町大字知手字和手3160番8	21m <sup>2</sup>
(47) 神栖町大字東深芝4463番4	6,665m <sup>2</sup>
(48) 神栖町大字東和田39番5	12,136m <sup>2</sup>
(49) 神栖町大字北浜19番2	9,552m <sup>2</sup>
(50) 神栖町大字北浜20番	7,590m <sup>2</sup>
(51) 神栖町大字北浜22番	2,939m <sup>2</sup>
(52) 神栖町大字北浜24番	18,613m <sup>2</sup>
(53) 神栖町大字北浜26番	162m <sup>2</sup>
(54) 神栖町大字南浜11番	20,650m <sup>2</sup>
(55) 神栖町大字南浜13番1	10,510m <sup>2</sup>
(56) 神栖町大字南浜13番2	2,449m <sup>2</sup>
(57) 波崎町大字柳川4143番1	4,543m <sup>2</sup>
(58) 神栖町大字南浜4143番2	2,292m <sup>2</sup>
(59) 神栖町大字南浜4148番	6,975m <sup>2</sup>
(60) 神栖町大字南浜4149番	1,111m <sup>2</sup>

## 14 港湾管理用移動施設

名 称	内 容
(1) しおかぜ	全 長7.07m 定 員12名

## 日 立 港

## 1 水域施設

## 航路

名 称	数 量	位 置
(1) 中央航路	幅200m 延長1,380m	図 示

## 泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 被覆外泊地	443,000m <sup>2</sup>	図 示
(2) 被覆内泊地	1,215,000m <sup>2</sup>	"

## 船だまり

名 称	面 積	位 置
(1) 第1小型船だまり	10,000m <sup>2</sup>	図 示
(2) 第2小型船だまり	6,400m <sup>2</sup>	"

## 2 外かく施設

## 防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 東防波堤	2,010m	図 示
(2) 南防波堤	1,097m	"
(3) 東防波堤 (波除堤)	50m	"
(4) 第3埠頭防波堤 (波除堤)	80m	"
(5) 第1小型船だまり防波堤 (波除堤)	70m	"
(6) 第2小型船だまり防波堤 (波除堤)	20m	"
(7) 沖防波堤	120m	"

## 導流堤

名 称	延 長	位 置
(1) 久慈川導流堤	40m	図 示
(2) 茂宮川導流堤 (右岸)	285.4m	"
(3) 茂宮川導流堤 (左岸)	215.9m	"

## 護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 第1埠頭先端護岸	146.2m	図 示
(2) 第1埠頭護岸	207m	"
(3) 第2埠頭先端護岸	169.5m	"
(4) 第3埠頭埋立護岸	257.26m	"
(5) 第4埠頭先端護岸	245m	"
(6) 第4埠頭緑地護岸	155.89m	"
(7) 第5埠頭先端取付	207m	"
(8) 第5埠頭護岸 (導水)	210m	"
(9) 第5埠頭護岸	489m	"
(10) 第5埠頭船だまり護岸	30m	"

## 水門

名 称	内 容	位 置
(1) 水門	鉄筋コンクリート有効幅4m 延長45.1m 有効高4.5m 全高11.6m スピンドル式ロー 有効幅4m ラーゲート 有効高4.5m	図 示

## 3 けい留施設

## 大型けい船岸

## 岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第1埠頭B岸壁	- 7.5m	121m	D / W5,000トン1隻	第1埠頭北側
(2) 第1埠頭C岸壁	- 7.5m	131m	D / W5,000トン1隻	第1埠頭北側
(3) 第1埠頭D岸壁	- 10m	195.1m	D / W15,000トン1隻	第1埠頭南側
(4) 第1埠頭E岸壁	- 7.5m	121m	D / W5,000トン1隻	第1埠頭南側
(5) 第2埠頭A岸壁	- 7.5m	140m	D / W5,000トン1隻	第2埠頭北側
(6) 第2埠頭B岸壁	- 9m	165m	D / W10,000トン1隻	第2埠頭北側
(7) 第2埠頭C岸壁	- 7.5m	130m	D / W5,000トン1隻	第2埠頭南側
(8) 第2埠頭D岸壁	- 7.5m	148.5m	D / W5,000トン1隻	第2埠頭南側
(9) 第2埠頭E岸壁	- 5m	110m	D / W1,000トン1隻	第2埠頭北側
(10) 第2埠頭F岸壁	- 5m	90m	D / W1,000トン1隻	第2埠頭北側
(11) 第3埠頭A岸壁	- 5m	200m	D / W1,000トン1隻	第3埠頭北側
(12) 第4埠頭A岸壁	- 5m	90m	D / W1,000トン1隻	第4埠頭北側
(13) 第4埠頭B岸壁	- 5m	80m	D / W1,000トン1隻	第4埠頭北側
(14) 第4埠頭C岸壁	- 7.5m	140m	D / W5,000トン1隻	第4埠頭北側
(15) 第4埠頭D岸壁	- 10m	185m	D / W15,000トン1隻	第4埠頭北側
(16) 第4埠頭E岸壁	- 12m	240m	D / W30,000トン1隻	第4埠頭南側
(17) 第5埠頭A岸壁	- 7.5m	160m	D / W5,000トン1隻	第5埠頭北側
(18) 第5埠頭B岸壁	- 10m	185m	D / W15,000トン1隻	第5埠頭北側
(19) 第5埠頭C岸壁	- 10m	185m	D / W15,000トン1隻	第5埠頭北側
(20) 第5埠頭D岸壁	- 12m	260m	D / W30,000トン1隻	第5埠頭北側

## 係船くい

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第1埠頭Aけい船くい	- 5m	7m	D / W1,000トン1隻	第1埠頭北側

## 小型けい船岸

## 物揚場

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第1埠頭F物揚場	- 4m	117m	D / W500トン1隻	第1埠頭南側
(2) 第1小型船だまり物揚場	- 4m	300m		図 示
(3) 第2小型船だまり物揚場	- 2m	273.9m		"

## 船揚場

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第2小型船だまり船揚場	- 2m	40m		図 示

## 4 臨港交通施設

## 臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭道路	10,946.8m <sup>2</sup>	第1埠頭内

(2) 第2埠頭道路	18,779m <sup>2</sup>	第2埠頭内
(3) 第4埠頭道路	19,199.5m <sup>2</sup>	第4埠頭内
(4) 第5埠頭道路	23,334m <sup>2</sup>	第5埠頭内
(5) 貯木場道路	1,281m <sup>2</sup>	貯木場内

橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) なぎさ橋	幅14.5m 延長14.66m	図 示

5 荷さばき施設

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 第4埠頭第3小型船だまり荷さばき地	3,554.6m <sup>2</sup>	第4埠頭内
(2) 第5埠頭荷さばき地	42,540m <sup>2</sup>	第5埠頭内
(3) 第1小型船だまり物揚場荷さばき地	7,050m <sup>2</sup>	第5埠頭内

上屋

名 称	面 積	位 置
(1) 公共1号上屋	2,146m <sup>2</sup>	第1埠頭内
(2) 公共2号上屋	3,576m <sup>2</sup>	第2埠頭内
(3) 公共3号上屋	2,028m <sup>2</sup>	第2埠頭内

荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) セミロープトルリ式 橋形クレーン	吊上荷重41.5トン	1基	第4埠頭D岸壁
(2) 多目的アンローダクレーン	600トン/時間 吊上荷重16.0トン	1基	第1埠頭D岸壁

6 保管施設

貯木場

名 称	面 積	位 置
(1) 貯木場	106,882m <sup>2</sup>	日立市留町

野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭野積場	30,526m <sup>2</sup>	第1埠頭内
(2) 第2埠頭野積場	53,349m <sup>2</sup>	第2埠頭内
(3) 第4埠頭野積場	99,892.3m <sup>2</sup>	第4埠頭内
(4) 第5埠頭野積場	139,283m <sup>2</sup>	第5埠頭内

7 船舶役務用施設

給水施設

名 称	能 力	個 数	位 置
(1) 水栓	最大能力30トン/時間	10個	第1埠頭内
(2) 水栓	最大能力30トン/時間	9個	第2埠頭内
(3) 水栓	最大能力50トン/時間	13個	第4埠頭内
(4) 水栓	最大能力30トン/時間	10個	第5埠頭内

(5) 水柱	最大能力50トン/時間	4個	第5埠頭内
8 廃棄物処理施設			
廃棄物焼却施設			
名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 海洋性廃棄物焼却施設	20トン/日	1基	第5埠頭内
9 港湾環境整備施設			
緑 地			
名 称	面 積		位 置
(1) 緑地	2,967m <sup>2</sup>		貯木場内
(2) 緑地 (なぎさ公園)	25,502.74m <sup>2</sup>		図 示
10 港湾管理施設			
その他の施設			
名 称	面 積		位 置
(1) 第5埠頭管理棟兼倉庫	99.37m <sup>2</sup>		第5埠頭内
(2) 第4埠頭コンテナヤード 管理棟兼トールゲート	547.89m <sup>2</sup>		第4埠頭内
11 港湾施設用地			
所 在 地			面 積
(1) 日立市留町字北河原2435番1			6,655m <sup>2</sup>
(2) 日立市留町字北河原2435番3			2,227m <sup>2</sup>
(3) 日立市留町字北河原2435番6			3,128m <sup>2</sup>
(4) 日立市留町字北河原2435番8			194m <sup>2</sup>
(5) 日立市留町字北河原2435番11			3,396m <sup>2</sup>
(6) 日立市留町字北河原2435番12			3,237m <sup>2</sup>
(7) 日立市留町字北河原2435番13			3,246m <sup>2</sup>
(8) 日立市留町字北河原2435番14			3,243m <sup>2</sup>
(9) 日立市留町字北河原2435番15			732m <sup>2</sup>
(10) 日立市留町字北河原2435番16			744m <sup>2</sup>
(11) 日立市留町字北河原2435番19			625m <sup>2</sup>
(12) 日立市留町字北河原2435番22			42m <sup>2</sup>
(13) 日立市留町字北河原2435番26			134m <sup>2</sup>
(14) 日立市留町字北河原2435番32			3,136m <sup>2</sup>
(15) 日立市留町字北河原2435番36			1,833m <sup>2</sup>
(16) 日立市留町字北河原2435番39			84m <sup>2</sup>
(17) 日立市留町字北河原2435番41			220m <sup>2</sup>
(18) 日立市留町字北河原2435番42			229m <sup>2</sup>
(19) 日立市留町字北河原2435番43			164m <sup>2</sup>
(20) 日立市留町字北河原2435番44			369m <sup>2</sup>
(21) 日立市留町字北河原2435番45			109m <sup>2</sup>
(22) 日立市留町字北河原2856番1			687m <sup>2</sup>

(23) 日立市留町字北河原2856番5	1,881m <sup>2</sup>
(24) 日立市留町字北河原2856番6	133m <sup>2</sup>
(25) 日立市留町字北河原2856番8	14,000m <sup>2</sup>
(26) 日立市留町字北河原2862番1	35m <sup>2</sup>
(27) 日立市留町字北河原2862番4	21m <sup>2</sup>
(28) 日立市留町字北河原2916番3	121m <sup>2</sup>
(29) 日立市留町字北河原2918番3	308m <sup>2</sup>
(30) 日立市留町字北河原2920番3	97m <sup>2</sup>
(31) 日立市留町字北河原2927番7	47m <sup>2</sup>
(32) 日立市留町字北河原2928番5	109m <sup>2</sup>
(33) 日立市留町字北河原2932番1	181m <sup>2</sup>
(34) 日立市留町字北河原2932番3	722m <sup>2</sup>
(35) 日立市留町字北河原2938番3	810m <sup>2</sup>
(36) 日立市留町字北河原2938番4	8.69m <sup>2</sup>
(37) 日立市留町字北河原2939番2	920m <sup>2</sup>
(38) 日立市留町字北河原2946番	1,259m <sup>2</sup>
(39) 日立市留町字北河原2950番1	2,592m <sup>2</sup>
(40) 日立市留町字北河原2950番2	236m <sup>2</sup>
(41) 日立市留町字北河原2950番3	236m <sup>2</sup>
(42) 日立市留町字北河原2954番1	1,844m <sup>2</sup>
(43) 日立市留町字北河原2954番2	370m <sup>2</sup>
(44) 日立市留町字北河原2955番3	712m <sup>2</sup>
(45) 日立市留町字北河原2955番4	960m <sup>2</sup>
(46) 日立市留町字北河原2955番5	233m <sup>2</sup>
(47) 日立市留町字北河原2955番6	24m <sup>2</sup>
(48) 日立市留町字北河原2955番7	6.97m <sup>2</sup>
(49) 日立市留町字北河原2956番2	260m <sup>2</sup>
(50) 日立市留町字北河原2957番3	12m <sup>2</sup>
(51) 日立市留町字北河原2957番4	2.04m <sup>2</sup>
(52) 日立市留町字北河原2967番50	116m <sup>2</sup>
(53) 日立市留町字北河原2967番51	495m <sup>2</sup>
(54) 日立市留町字北河原2967番53	495m <sup>2</sup>
(55) 日立市留町字北河原2967番54	495m <sup>2</sup>
(56) 日立市留町字北河原2967番55	495m <sup>2</sup>
(57) 日立市留町字北河原2967番56	495m <sup>2</sup>
(58) 日立市留町字北河原2967番57	495m <sup>2</sup>
(59) 日立市留町字北河原2967番58	495m <sup>2</sup>
(60) 日立市留町字北河原2967番59	495m <sup>2</sup>
(61) 日立市留町字北河原2967番60	36m <sup>2</sup>
(62) 日立市留町字北河原2967番61	319m <sup>2</sup>

(63) 日立市留町字北河原2967番71	4,587m <sup>2</sup>
(64) 日立市留町字北河原2967番72	2,930m <sup>2</sup>
(65) 日立市留町字北河原2967番73	1,069m <sup>2</sup>
(66) 日立市留町字北河原2967番75	67m <sup>2</sup>
(67) 日立市留町字北河原2967番76	39m <sup>2</sup>
(68) 日立市留町字北河原2967番77	297m <sup>2</sup>
(69) 日立市留町字北河原2967番79	87m <sup>2</sup>
(70) 日立市留町字北河原2967番80	101m <sup>2</sup>
(71) 日立市留町字北河原2967番81	195m <sup>2</sup>
(72) 日立市留町字北河原2967番82	261m <sup>2</sup>
(73) 日立市留町字北河原2967番83	0.72m <sup>2</sup>
(74) 日立市留町字北河原2967番84	113m <sup>2</sup>
(75) 日立市留町字北河原2967番85	240m <sup>2</sup>
(76) 日立市留町字北河原2967番86	524m <sup>2</sup>
(77) 日立市留町字北河原2967番87	82m <sup>2</sup>
(78) 日立市留町字北河原2967番89	2,223m <sup>2</sup>
(79) 日立市留町字北河原2981番	2,957m <sup>2</sup>
(80) 日立市留町字北河原2982番	10,400m <sup>2</sup>
(81) 日立市留町字北河原2983番	1,001m <sup>2</sup>
(82) 日立市留町字北河原2984番	116,782m <sup>2</sup>
(83) 日立市留町字北河原2985番	122,544m <sup>2</sup>
(84) 日立市留町字前川1270番2	6,094m <sup>2</sup>
(85) 日立市留町字前川1270番7	28,306m <sup>2</sup>
(86) 日立市留町字前川1270番8	17,691m <sup>2</sup>
(87) 日立市留町字前川1270番23	5,000m <sup>2</sup>
(88) 日立市留町字前川1270番38	618m <sup>2</sup>
(89) 日立市久慈町 1 丁目5630番48	52,568m <sup>2</sup>
(90) 日立市久慈町 1 丁目5630番51	5,077m <sup>2</sup>
(91) 日立市久慈町 1 丁目5630番55	105,536m <sup>2</sup>
(92) 日立市久慈町 1 丁目5630番56	22,609m <sup>2</sup>
(93) 日立市久慈町 1 丁目5630番58	343m <sup>2</sup>
(94) 日立市久慈町 1 丁目5781番	15,666m <sup>2</sup>
(95) 日立市久慈町 4 丁目135番8	633.16m <sup>2</sup>
(96) 日立市みなと町5773番10	704m <sup>2</sup>
(97) 日立市みなと町5774番4	35,381m <sup>2</sup>
(98) 日立市みなと町5774番5	42,625m <sup>2</sup>
(99) 日立市みなと町5774番15	2,324m <sup>2</sup>
(100) 日立市みなと町5774番16	9,426m <sup>2</sup>
(101) 日立市みなと町5774番17	3,411m <sup>2</sup>
(102) 日立市みなと町5775番	21,001m <sup>2</sup>

(103) 日立市みなと町5776番	5,673m <sup>2</sup>
(104) 日立市みなと町5777番2	17,301m <sup>2</sup>
(105) 日立市みなと町5777番4	113,352m <sup>2</sup>
(106) 日立市みなと町5778番1	14,635m <sup>2</sup>

大 洗 港

1 水域施設

航路

名 称	数 量	位 置
(1) 大洗航路	幅200m	図 示
(2) マリーナ航路	幅30m 延長1,390m	"

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 泊地 (- 2m)	19,415m <sup>2</sup>	図 示
(2) 泊地 (- 3m)	2,500m <sup>2</sup>	"
(3) 泊地 (- 4m)	33,537m <sup>2</sup>	"
(4) 泊地 (- 5m)	77,365m <sup>2</sup>	"
(5) 泊地 (- 8m)	372,400m <sup>2</sup>	"
(6) マリーナ泊地 (- 3m)	22,000m <sup>2</sup>	"

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	1,039.9m	図 示
(2) 沖防波堤	977.85m	"
(3) 南波除堤	61.5m	"
(4) 北波除堤	70m	"
(5) 東波除堤	100.75m	"
(6) マリーナ東波除堤	115m	"
(7) マリーナ西波除堤	15m	"
(8) マリーナ南波除堤	40m	"

防砂堤

名 称	延 長	位 置
(1) 西防砂堤	702.05m	図 示

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 東防波護岸	245m	図 示
(2) 護岸 (畜産センター前)	115m	"
(3) 南防波護岸	385m	"
(4) 第1埠頭先端護岸	30m	"
(5) 第2埠頭先端護岸	35m	"
(6) 第3埠頭護岸 (消波)	40m	"

(7) 第3埠頭先端護岸	100m	図 示
(8) 第4埠頭先端護岸	121m	"
(9) 第4埠頭消波護岸	25m	"
(10) マリーナ護岸	94m	"

## 3 けい留施設

## 大型けい船岸

## 岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第1埠頭岸壁	- 5m	100m	D / W1,000トン1隻	第1埠頭中央
(2) 第1埠頭岸壁	- 5m	100m	D / W1,000トン1隻	第1埠頭北側
(3) 第2埠頭岸壁	- 5m	140m	D / W1,000トン2隻	第2埠頭東側
(4) 第2埠頭岸壁	- 5m	140m	D / W1,000トン2隻	第2埠頭東側
(5) 第2埠頭岸壁	- 5m	140m	D / W1,000トン2隻	第2埠頭西側
(6) 第2埠頭岸壁	- 5m	115m	D / W1,000トン1隻	第2埠頭北側
(7) 第2埠頭岸壁	- 5m	70m	D / W1,000トン1隻	第2埠頭南側
(8) 中央東岸壁	- 8m	300m	D / W5,000トン2隻	第3埠頭東側
(附帯設備：車両乗降用設備 幅員21m1基)				
(9) 中央西岸壁	- 8m	270m	D / W5,000トン1隻	第3埠頭西側
(10) 第4埠頭岸壁	- 9m	270m	D / W8,000トン1隻	第4埠頭

## 小型けい船岸

## さん橋

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) マリーナ固定さん橋	- 3m	260m		図 示

## 浮さん橋

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) マリーナ浮さん橋	- 3m	760m	G / T15トン80隻	図 示
(2) マリーナ給油用浮さん橋	- 3m	32.5m	G / T20トン2隻	"
(3) マリーナクレーン浮さん橋	- 3m	10m	G / T20トン1隻	"

## 物揚場

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 物揚場	- 2m	70m	D / W10トン18隻	図 示
(2) 物揚場	- 2m	130m	D / W10トン33隻	"
(3) 物揚場	- 2m	200m	D / W10トン50隻	"
(4) 物揚場	- 2m	95.5m	D / W10トン50隻	"
(5) 物揚場	- 3m	250m	D / W40トン30隻	"
(6) 物揚場	- 4m	180m	D / W150トン5隻	"
(7) 物揚場	- 4m	100m	D / W150トン3隻	"
(8) 物揚場	- 4m	105m	D / W600トン1隻	"
(9) マリーナ物揚場	- 3m	150m	G / T20トン6隻	"

## 船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 船揚場	- 2m	24m	- 2m 泊地東
(2) 船揚場	- 2m	104m	- 2m 泊地北
(3) 船揚場	- 3m	10m	マリーナ

## 4 臨港交通施設

## 臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭道路	8,264.7m <sup>2</sup>	第1埠頭
(2) 第2埠頭道路	3,655m <sup>2</sup>	第2埠頭
(3) 第3埠頭道路	3,304m <sup>2</sup>	第3埠頭 (第2埠頭境界側)
(4) 第3埠頭道路	20,835m <sup>2</sup>	第3埠頭
(5) 第4埠頭道路	1,112.8m <sup>2</sup>	第4埠頭 (魚釣園側)
(6) 第4埠頭道路	9,707m <sup>2</sup>	第4埠頭

## 5 荷さばき施設

## 荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 固定巻上式クレーン	定格荷重20トン (5トン×4)	1基	マリーナ
(2) レールランプ式ボート揚降設備	定格荷重10トン	1基	"
(3) レールランプ式ボート揚降設備	定格荷重 5トン	1基	"

## 荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭荷さばき地	14,740m <sup>2</sup>	図 示
(2) 第2埠頭荷さばき地	5,853m <sup>2</sup>	"
(3) 第2埠頭荷さばき地 (未舗装)	4,397.78m <sup>2</sup>	"
(4) 第3埠頭荷さばき地	85,400m <sup>2</sup>	"
(5) 第4埠頭荷さばき地	42,346m <sup>2</sup>	"

## 上屋

名 称	面 積	位 置
(1) マリーナクラブハウス	1,284m <sup>2</sup>	マリーナ

## 6 旅客施設

## 旅客待合所

名 称	面 積	位 置
(1) 大洗港フェリーターミナル	1,337.03m <sup>2</sup>	第3埠頭

## 旅客乗降用固定施設

名 称	面 積	基 数	位 置
(1) 人道橋	幅1.8~2.0m 延長214.9m	1基	第3埠頭
(2) ボーディングブリッジ	幅1.5m 延長20.6m~27.5m	2基	第3埠頭

## 7 保管施設

## 野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 第2埠頭野積場	18,724.92m <sup>2</sup>	第2埠頭北

## 船舶保管施設

名 称	面 積	位 置
(1) マリーナポートヤード	8,600m <sup>2</sup>	マリーナ

## 8 船舶役務用施設

## 給水施設

名 称	能 力	個 数	位 置
(1) 水栓	最大能力15トン/時間	8個	第2埠頭岸壁
(2) 水栓	最大能力45トン/時間	3個	第3埠頭中央東岸壁
(3) 水栓	最大能力45トン/時間	4個	第3埠頭中央西岸壁
(4) 水栓	最大能力45トン/時間	4個	第4埠頭岸壁
(5) 水栓	最大能力1.7トン/時間	5個	マリーナ

## 9 港湾環境整備施設

## 緑地

名 称	面積又は延長	位 置
(1) 大洗海浜公園	72,000m <sup>2</sup>	図 示
(2) 港中央公園	10,000m <sup>2</sup>	"
(3) 中央地区緑地	2,938.68m <sup>2</sup>	"
(4) マリーナ地区緑地	3,221m <sup>2</sup>	"
(5) 大洗港魚釣園	657.2m	西防砂堤
(6) 大洗魚釣園管理棟	34.79m <sup>2</sup>	西防砂堤

## 10 港湾管理施設

## その他の施設

名 称	所 在 地	面 積	位 置
(1) 大洗港湾事務所	大洗港中央7番	724m <sup>2</sup>	第3埠頭
(2) 港湾管理詰所兼倉庫	大洗港中央7番	194.4m <sup>2</sup>	第3埠頭

## 11 港湾施設用地

所 在 地	面 積
(1) 大洗町港中央1番	34,844m <sup>2</sup>
(2) 大洗町港中央2番	35,293m <sup>2</sup>
(3) 大洗町港中央3番	2,903m <sup>2</sup>
(4) 大洗町港中央4番	10,566m <sup>2</sup>
(5) 大洗町港中央5番	38,121m <sup>2</sup>
(6) 大洗町港中央6番	11,183m <sup>2</sup>
(7) 大洗町港中央7番	20,647m <sup>2</sup>
(8) 大洗町港中央8番	10,000m <sup>2</sup>
(9) 大洗町港中央9番	16,533m <sup>2</sup>

(10) 大洗町港中央10番	8,990m <sup>2</sup>
(11) 大洗町港中央11番	28,530m <sup>2</sup>
(12) 大洗町港中央12番	8,722m <sup>2</sup>
(13) 大洗町港中央13番	295m <sup>2</sup>
(14) 大洗町港中央19番	2,391m <sup>2</sup>
(15) 大洗町港中央37番	20,641m <sup>2</sup>
(16) 大洗町磯浜町8253番1	36,736m <sup>2</sup>
(17) 大洗町磯浜町8253番29	379m <sup>2</sup>
(18) 大洗町磯浜町8253番37	9.26m <sup>2</sup>
(19) 大洗町磯浜町8253番41	1,554m <sup>2</sup>
(20) 大洗町磯浜町8253番44	15m <sup>2</sup>
(21) 大洗町磯浜町8255番	42,585m <sup>2</sup>
(22) 大洗町磯浜町6881番486	1,769m <sup>2</sup>
(23) 大洗町磯浜町6881番494	91m <sup>2</sup>
(24) 大洗町磯浜町6881番495	244m <sup>2</sup>
(25) 大洗町磯浜町6881番496	4,945m <sup>2</sup>

常陸那珂港

1 水域施設

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 泊地 (- 5.0m)	63,000m <sup>2</sup>	図 示
(2) 泊地 (- 7.5m)	54,000m <sup>2</sup>	"

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	1,237.8m	図 示
(2) 仮防波堤	500m	"
(3) 東防波堤	631.85m	"

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 南護岸	106.5m	図 示
(2) 護岸 (4 - E)	82m	"
(3) 護岸 (4 - E)	82m	"
(4) 護岸 (4 - G)	110m	"
(5) 護岸 (4 - G)	66m	"
(6) 護岸 (4 - H)	30.3m	"
(7) 護岸 (4 - H)	69.7m	"
(8) 護岸 (4 - D)	400m	"
(9) 護岸 (3 - A)	440m	"
(10) 護岸 (3 - B)	300m	"

(11) 護岸 (3 - D)

300m

"

## 3 けい留施設

大型けい船岸

岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 東岸壁 A	- 5.5m	180m	D / W2,000トン1隻	作業基地内
(2) 東岸壁 B	- 5.5m	180m	D / W2,000トン1隻	"
(3) 東岸壁 C	- 7.5m	260m	D / W5,000トン1隻	"
(4) 北埠頭 D 岸壁	- 7.5m	130m	D / W5,000トン1隻	北埠頭南側
(5) 北埠頭 E 岸壁	- 7.5m	130m	D / W5,000トン1隻	"
(6) 北埠頭 F 岸壁	- 7.5m	130m	D / W5,000トン1隻	"
(7) 北埠頭 G 岸壁	- 5.5m	100m	D / W2,000トン1隻	"
(8) 北埠頭 H 岸壁	- 5.5m	100m	D / W2,000トン1隻	"
(9) 北埠頭 I 岸壁	- 5.5m	100m	D / W2,000トン1隻	"
(10) 北埠頭 J 岸壁	- 5.5m	100m	D / W2,000トン1隻	"
(11) 北埠頭 K 岸壁	- 5.5m	100m	D / W2,000トン1隻	"

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 北埠頭物揚場 A	- 4m	140m		北埠頭南側
(2) 北埠頭物揚場 B	- 4m	220m		"
(3) 北埠頭物揚場 C	- 4m	150m		"

## 4 荷さばき施設

軌道走行式荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) ガントリークレーン	吊上荷重55.6トン	2基	北埠頭外貿埠頭内
(2) トランスファークレーン	吊上荷重52.0トン	4基	"

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 第 1 埠頭荷さばき地	17,800m <sup>2</sup>	図 示
(2) 北埠頭内貿 1 号荷さばき地	12,100m <sup>2</sup>	"
(3) 北埠頭内貿 2 号荷さばき地	13,200m <sup>2</sup>	"
(4) 北埠頭内貿 3 号荷さばき地	9,600m <sup>2</sup>	"
(5) 北埠頭内貿 4 号荷さばき地	10,300m <sup>2</sup>	"
(6) 北埠頭内貿 5 号荷さばき地	10,600m <sup>2</sup>	"

上屋

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 県営 1 号上屋	2,679.76m <sup>2</sup>	鉄 骨 造	北埠頭内貿埠頭内

## 5 船舶役務用施設

## 給水施設

名 称	能 力	個 数	位 置
(1) 第1水栓	最大能力20トン/時間	8個	作業基地内
(2) 北埠頭内買給水栓 (75ミリ)	最大能力16トン/時間	12個	北埠頭内買埠頭内
(3) 北埠頭内買給水栓 (50ミリ)	最大能力8トン/時間	4個	北埠頭内買埠頭内

## 6 港湾管理施設

## 港湾管理事務所等

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 管理棟かもめ	697.09m <sup>2</sup>	鉄骨造	北埠頭内買埠頭内

## 土 浦 港

## 1 水域施設

## 船だまり

名 称	面 積	位 置
(1) 川口地区船だまり	50,500m <sup>2</sup>	図 示
(2) 新港地区船だまり	26,600m <sup>2</sup>	"

## 2 外かく施設

## 防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 新港地区防波堤	60m	図 示

## 導流堤

名 称	延 長	位 置
(1) 導流堤	320m	図 示

## 護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 防波護岸	315.35m	図 示

## 水門

名 称	延 長	位 置
(1) 1号陸閘ゲート	10.45m	図 示
(2) 2号陸閘ゲート	10.45m	"
(3) 3号陸閘ゲート	10.45m	"
(4) 4号陸閘ゲート	10.45m	"
(5) 5号陸閘ゲート	10.45m	"
(6) 6号陸閘ゲート	10.45m	"
(7) 7号陸閘ゲート	13.45m	"

## 3 けい留施設

## 小型けい船岸

## 物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 川口地区物揚場A	-2m	296.8m	図 示

(2) 川口地区物揚場 B	- 2m	154.71 m	図 示
(3) 川口地区物揚場 C	- 2m	332.21 m	"
(4) 川口地区物揚場 D	- 2m	358.46 m	"
(5) 川口地区物揚場 E	- 2m	90 m	"
(6) 川口地区物揚場 F	- 2m	50 m	"
(7) 新港地区物揚場 A	- 2m	100 m	"
(8) 新港地区物揚場 B	- 2m	50 m	"
(9) 新港地区物揚場 C	- 2m	50 m	"
(10) 新港地区物揚場 D	- 2m	75 m	"
(11) 新港地区物揚場 E	- 2m	220 m	"
(12) 新港地区物揚場 F	- 2m	115 m	"

## 船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 新港地区船揚場斜路	- 1m	40m	図 示
(2) 川口地区船揚場斜路	- 2m	13m	"

## 4 臨港交通施設

## 臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 川口地区臨港道路	2,603.8m <sup>2</sup>	図 示
(2) 新港地区臨港道路	7,020m <sup>2</sup>	"

## 橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) 新港橋	幅10m 延長44.19m	図 示

## 5 保管施設

## 野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 川口地区野積場	3,415m <sup>2</sup>	図 示
(2) 新港地区野積場	14,000m <sup>2</sup>	"

## 6 港湾環境整備施設

## 植栽

名 称	面 積	位 置
(1) 新港植栽地	1,000m <sup>2</sup>	図 示

## 潮 来 港

## 1 外かく施設

## 護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 前川護岸	274m	図 示

## 2 けい留施設

小型けい船岸

さん橋

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 県港湾さん橋	- 3m	155m	図 示

## 川 尻 港

## 1 水域施設

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 被覆内泊地	11,976m <sup>2</sup>	南防波堤内

## 2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	234.2m	図 示
(2) 北防波堤	20m	"

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 南防護岸 (防波)	145m	図 示
(2) 南防護岸	152m	"
(3) 北防護岸	189.8m	"
(4) 2号物揚場先端護岸	17m	"

## 3 けい留施設

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 1号物揚場	- 3m	142.5m	図 示
(2) 2号物揚場	- 3m	120m	"
(3) 3号物揚場	- 2m	85.9m	"

船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 船揚場	- 2m	100m	図 示

## 4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 臨港道路	2,760m <sup>2</sup>	図 示

## 5 荷さばき施設

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 1号荷さばき地	3,736m <sup>2</sup>	川尻港内

(2) 2号荷さばき地

643m<sup>2</sup>

川尻港内

## 河 原 子 港

## 1 水域施設

## 泊地

名 称

面 積

位 置

(1) 被覆内泊地

7,952.5m<sup>2</sup>

図 示

## 2 外かく施設

## 防波堤

名 称

延 長

位 置

(1) 東防波堤

278 m

河原子港内

(2) 北防波堤

46.6 m

"

(3) 南防波堤

50 m

"

(4) 沖防波堤

130 m

"

## 護岸

名 称

延 長

位 置

(1) 護岸 (防波南)

464 m

図 示

(2) 仮護岸

103.8 m

"

(3) 緑地護岸

63.4 m

"

## 3 けい留施設

## 小型けい船岸

## 物揚場

名 称

水 深

延 長

位 置

(1) 物揚場

- 2 m

218.9 m

河原子港内

## 船揚場

名 称

延 長

位 置

(1) 船揚場

30 m

河原子港内

## 4 臨港交通施設

## 臨港道路

名 称

面 積

位 置

(1) 臨港道路

6,133.1m<sup>2</sup>

河原子港内

## 橋りょう

名 称

数 量

位 置

(1) 大川橋

幅12.5m 延長11.67m

図 示

## 5 荷さばき施設

## 荷さばき地

名 称

面 積

位 置

(1) 荷さばき地

1,989m<sup>2</sup>

河原子港内

## 6 保管施設

## 野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 野積場	2,900m <sup>2</sup>	河原子港内

## 7 港湾環境整備施設

## 緑地

名 称	面 積	位 置
(1) 河原子海浜公園	4,700m <sup>2</sup>	図 示

## 軽 野 港

## 1 水域施設

## 船だまり

名 称	面 積	位 置
(1) 日川船だまり	1,470m <sup>2</sup>	図 示
(2) 萩原船だまり	1,504m <sup>2</sup>	"

## 2 外かく施設

## 護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 日川船だまり護岸	76m	図 示
(2) 日川船だまり護岸	16m	"
(3) 萩原船だまり護岸	20m	"

## 3 けい留施設

## 小型けい船岸

## 物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 日川物揚場	- 2.5m	181m	図 示
(2) 萩原物揚場	- 3.5m	106m	"

## 船揚場

名 称	延 長	位 置
(1) 日川船揚場	10m	図 示
(2) 萩原船揚場	4m	"

## 備 考

この告示の関係図面は、茨城県土木部港湾課、茨城県鹿島港湾事務所（鹿島港に係るもの）、茨城県日立港湾事務所（日立港、川尻港、及び河原子港に係るもの）、茨城県大洗港湾事務所（大洗港に係るもの）、茨城県常陸那珂港湾事務所（常陸那珂港に係るもの）、茨城県土浦土木事務所（土浦港に係るもの）、及び茨城県潮来土木事務所（潮来港及び軽野港に係るもの）において縦覧に供する。



茨城県告示第1307号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第 1 項の規定により、佐貫駅西第三土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成11年12月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1308号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第 1 項に規定により、佐貫駅西第二土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成11年12月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成11年12月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の氏名

水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

3・3・175号 梅戸橋桜川線

3 事業執行期間

平成11年12月24日から

平成16年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

茨城県水戸市2500～2511番地、桜川 1 丁目、桜川 2 丁目及び宮町 1 丁目地内

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第1310号

新治郡霞ヶ浦町804番地の 1 に事務所を置く戸崎土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条17項の規定により公告する。

平成11年12月24日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
新治郡霞ヶ浦町戸崎746番地内 1	理 事	野 口 積 徳

住 所	職 名	氏 名
新治郡霞ヶ浦町戸崎817番地	理 事	椎 名 松太郎
〃 〃 〃 998番地の2	〃	栗 原 宏
〃 〃 〃 994番地の1	〃	鈴 木 英 男
〃 〃 〃 736番地	〃	飯 田 喜 雄
〃 〃 〃 733番地	〃	飯 田 敬 市
〃 〃 〃 815番地	〃	塚 本 正 雄
〃 〃 〃 791番地	〃	飯 田 進
〃 〃 〃 682番地	〃	飯 田 幸 男
〃 〃 〃 752番地	〃	中 根 政 一
〃 〃 〃 825番地	〃	飯 村 豊
〃 〃 〃 754番地	〃	飯 島 洋 一
〃 〃 〃 943番地の1	〃	塚 本 浩 之
〃 〃 〃 1115番地	〃	飯 嶋 一 郎
〃 〃 〃 1107番地	〃	羽 成 喜
〃 〃 〃 1115番地の2	〃	久保田 利 彦
〃 〃 〃 1321番地	〃	中 島 文 雄
〃 〃 〃 963番地	〃	未 栖 豊 正
〃 〃 〃 1117番地	〃	久保田 淳 一
〃 〃 加茂165番地	〃	山 口 紘 一
〃 〃 戸崎816番地	監 事	野 口 國 雄
〃 〃 〃 749番地	〃	白 鳥 美知雄
〃 〃 〃 753番地	〃	椎 名 行 雄
〃 〃 加茂75番地	〃	飯 島 光 一
〃 〃 戸崎1590番地	〃	飯 田 常 男

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名
新治郡霞ヶ浦町戸崎817番地	理 事	椎 名 松太郎
〃 〃 〃 994番地の1	〃	鈴 木 英 男
〃 〃 〃 736番地	〃	飯 田 喜 雄
〃 〃 〃 733番地	〃	飯 田 敬 市
〃 〃 〃 791番地	〃	飯 田 進
〃 〃 〃 682番地	〃	飯 田 幸 男
〃 〃 〃 825番地	〃	飯 村 豊
〃 〃 〃 943番地の1	〃	塚 本 浩 之
〃 〃 〃 970番地の1	〃	木田餘 治 平
〃 〃 〃 751番地	〃	塚本 清左衛門
〃 〃 〃 994番地の2	〃	鈴 木 孝 男

住 所	職 名	氏 名
新治郡霞ヶ浦町戸崎984番地の1	理 事	松 葉 豊
” ” ” 833番地	”	椎 名 和 広
” ” ” 1614番地	”	大和田 豊 久
” ” ” 1105番地	”	耒 栖 孝 一
” ” ” 1323番地	”	耒 栖 邦 雄
” ” ” 1190番地	”	久保田 卓
” ” ” 1106番地	”	耒 栖 周 造
” ” ” 1110番地	”	来 栖 丈 治
” ” 加茂10番地の2	”	塚 本 幸 雄
” ” 戸崎816番地	監 事	野 口 國 雄
” ” ” 749番地	”	白 鳥 美知雄
” ” ” 942番地	”	塚 本 美智子
” ” ” 1224番地	”	大 竹 雅 典
” ” 加茂26番地の2	”	飯 島 泉

## 茨城県告示第1311号

真壁郡真壁町大字飯塚911番地に事務所を置く真和土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年12月24日

茨城県下館土地改良事務所長 原 周二

## 1 退 任

住 所	職 名	氏 名
真壁郡真壁町大字上小幡385番地	理 事	平 間 小四郎
” 大和村大字本木369番地の1	”	飯 島 輝 信
” ” 東飯田447番地	”	木 村 博 美
” 真壁町大字亀熊42番地	”	白 井 正
” ” 白井566番地	”	大 山 訓 一
” 大和村大字東飯田574番地の1	”	古 橋 明
” 真壁町大字白井767番地	”	小 倉 光 一
” ” 下小幡528番地	”	小河原 徳一郎
” ” 原方1186番地	”	高 久 藤一郎
” ” 桜井164番地	”	大 場 保 信
” 大和村大字阿部田452番地	”	川 津 操
” ” 東飯田487番地	”	大 塚 清 市
” 真壁町大字長岡710番地	”	宇 田 弘 巳
” ” 真壁312番地	”	根 本 光 八
” 大和村大字大曾根883番地の1	”	中 島 武 男

住 所	職 名	氏 名
真壁郡大和村大字大曾根883番地の 1	理 事	中 島 武 男
" 真壁町大字長岡989番地	"	渡 邊 英 一
" " 下小幡738番地	監 事	鈴 木 正 之
" 大和村大字東飯田541番地	"	鈴 木 英 雄
" 真壁町大字上小幡94番地	"	田 口 文 雄

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名
真壁郡真壁町大字上小幡385番地	理 事	平 間 小四郎
" 大和村大字本木369番地の 1	"	飯 島 輝 信
" " 東飯田447番地	"	木 村 博 美
" 真壁町大字亀熊42番地	"	白 井 正
" " 白井566番地	"	大 山 訓 一
" 大和村大字東飯田574番地の 1	"	古 橋 明
" 真壁町大字白井767番地	"	小 倉 光 一
" " 下小幡528番地	"	小 河 原 徳一郎
" " 原方1186番地	"	高 久 藤一郎
" " 桜井164番地	"	大 場 保 信
" 大和村大字阿部田452番地	"	川 津 操
" " 東飯田487番地	"	大 塚 清 市
" 真壁町大字長岡710番地	"	宇 田 弘 巳
" " 真壁312番地	"	根 本 光 八
" 大和村大字大曾根883番地の 1	"	中 島 武 男
" 真壁町大字長岡989番地	"	渡 邊 英 一
" " 下小幡738番地	監 事	鈴 木 正 之
" 大和村大字東飯田541番地	"	鈴 木 英 雄
" 真壁町大字上小幡94番地	"	田 口 文 雄

## 茨城県告示第1312号

岩井市大字鶺鴒439番地の 3 に事務所を置く鶺鴒沼土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年12月24日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

## 1 退 任

住 所	職 名	氏 名
岩井市大字寺久566番地の 1	監 事	篠 崎 孝 次
" 長谷2631番地	"	戸 島 菊三郎

住 所	職 名	氏 名
猿島郡境町大字伏木103番地	監 事	田 村 光 二
岩井市大字長須4364番地	"	後 藤 久
" 岩井503番地	"	張 替 賢 一
猿島郡猿島町大字生子286番地	"	塚 原 昭 一

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名
岩井市大字寺久566番地の 1	監 事	篠 崎 孝 次
" 長須4364番地	"	後 藤 久
" 岩井503番地	"	張 替 賢 一
" 長谷2279番地	"	横 島 清
猿島郡境町大字若林2833番地の 3	"	倉 持 利 男
" 猿島町大字生子341番地	"	塚 原 敬 一

## 茨城県告示第1313号

岩井市大字法師戸321番地の 2 に事務所を置く七郷中川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年12月24日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

## 1 退 任

住 所	職 名	氏 名
岩井市大字矢作2173番地	理 事	富 山 幸 一
" 大崎680番地の 1	"	長 妻 久 夫
" 蕙打588番地	"	横 張 一 義
" 法師戸173番地	"	谷 口 紀 久
" 蕙打1522番地	"	山 崎 新 一
" 矢作364番地の 1	"	磯 山 傳
" 矢作1961番地の 1	"	坂 章
" 小山2452番地の 4	"	野 本 昭 弥
" 矢作1693番地	"	富 山 豊
" 矢作1790番地の 3	"	米 島 才次郎
" 法師戸378番地	"	横 島 榮
" 矢作3585番地	"	軍 侍 光 雄
" 蕙打662番地	監 事	小 川 正 雄
" 矢作2314番地の 8	"	関 本 良 平
" 矢作3875番地の 4	"	文 倉 清

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名
岩井市大字蕙打588番地	理 事	横 張 一 義
" 大崎332番地	"	椎 名 英 雄
" 矢作3679番地	"	富 山 正
" 矢作751番地	"	張 谷 清
" 矢作1928番地	"	小 菅 清
" 矢作977番地	"	富 山 公 男
" 矢作2173番地	"	富 山 幸 一
" 矢作2174番地	"	富 山 仁 一
" 法師戸375番地	"	田 村 政 一
" 法師戸173番地	"	谷 口 紀 久
" 蕙打635番地	"	小 川 博
" 小山1218番地	"	小 川 静
" 蕙打1522番地	監 事	山 崎 新 一
" 矢作3263番地の 4	"	深 津 定
" 大崎396番地	"	中 村 善 一

## 茨城県告示第1314号

平成11年9月3日付で菅生沼土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成11年12月1日認可した。

平成11年12月24日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

## 茨城県告示第1315号

常陸太田市町屋町1363番地松山芳明ほか8名から平成11年11月5日付けで認可申請のあった今宮河原地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により平成11年12月3日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年12月24日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 雨 沢 誠

## 1 縦覧に供する書類

今宮河原地区土地改良事業共同施行規約の写し

今宮河原地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成11年12月27日から

平成12年1月28日まで

## 3 縦覧の場所

常陸太田市役所

## 茨城県告示第1316号

平成11年8月9日付けでつくば市長から認可申請のあった明戸地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成11年11月30日認可した。

平成11年12月24日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

---

 公 告
 

---

## ○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成11年12月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

ひたちなか市馬渡字砂久保547番1

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市笠原町1191番地の2

日榮産業株式会社

代表取締役 加 森 正 恒

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

ひたちなか市高野字栗河野212番35

## 2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市大字大野1512番地

清 水 昶

## ○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成11年12月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡美野里町大字堅倉字猪土手向1638番6，同番7，1642番7

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都台東区上野三丁目5番9号

株式会社 丸善

代表取締役 原 啓 康

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成11年12月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字仁連字上高野2075番1, 2075番2

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡三和町大字諸川913番1

株式会社 千代田

代表取締役 山 下 麻 夏

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字諸川字西浦2538番1, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県川口市戸塚1丁目5番10号

コスモライフ 株式会社

代表取締役 松 本 康 憲

○道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成11年12月24日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第1441号	平成11年12月7日	株式会社 ジャパンプ ランニング 代表取締役 角田 等	西茨城郡友部町 八雲1丁目9番25号	西茨城郡友部町大字鯉 淵字十ノ割6266番233, 同番250	メートル 4.05 6.05	メートル 14.93 73.08

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第1442号	平成11年12月8日	伸光不動産 株式会社 代表取締役 鈴木 伸岳	西茨城郡友部町東平 4丁目5番44号	西茨城郡友部町大字鯉 淵字十ノ割6526番256	メートル 6.00	メートル 27.49

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
北総建指令 第1474号	平成11年12月14日	大林 勝利	那珂郡大宮町 142番地の5	那珂郡大宮町字南町入 口1142番12,1143番5, 1145番4	メートル 4.20	メートル 37.18

## 規 程

( 企 業 局 )

### 茨城県企業管理規程第11号

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成11年12月24日

茨城県公営企業管理者

企業局長 石 川 哲 夫

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年茨城県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（期末手当等の支給）

第4条の2 職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 職員の給与に関する条例第22条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

付 則

この規程は、平成12年1月1日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)